

副 本

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原 告 唯野久子 ほか

被 告 株式会社東芝 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原 告 長野 寛 ほか

被 告 株式会社東芝 ほか

答 弁 書

平成27年7月10日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

〒107-0062 東京都港区南青山一丁目1番1号

新青山ビル西館1451区

西綜合法律事務所(送達場所)

電話 03-3475-1641 FAX 03-3475-1579

被告株式会社東芝訴訟代理人

弁護士	西	迪	雄
	向	井	千
	富	田	美 栄
	渡	邊	和 之
	小	林	弘
	吉	岡	雅 史



## 目 次

第1 請求の趣旨に対する答弁	3頁
第2 被告株式会社東芝の主張	3頁
1 はじめに	3頁
2 原告らの本訴請求①は理由がないこと（被告東芝が民法709条ないし製造物責任法により責任を負わないこと）	4頁
(1) 責任集中制度が適用される結果、原子力事業者でない被告東芝は原子力損害について責任を負わないこと	4頁
(2) 責任集中制度の法令違憲をいう原告らの主張は理由がないこと	5頁
ア 原賠法の目的及び手段は正当・合理的であり、同法が違憲とされる余地はないこと	5頁
(ア) 原賠法の立法経緯	6頁
(イ) 原賠法の目的	7頁
(ウ) 原賠法が上記立法目的を達成するために構築した手段	8頁
(エ) 責任集中制度の趣旨・目的	9頁
(オ) まとめ	10頁
(カ) 責任集中制度が国際的にも広く採用されていること	10頁
イ 原告らの各主張に対する反論	11頁
(ア) 原賠法の立法目的の不当をいう原告らの主張は理由がないこと	12頁
(イ) 「ノー・ニュークス権」なるものの侵害をいう原告らの主張は理由がないこと	12頁
(ウ) 財産権（憲法29条）の侵害をいう原告らの主張は理由がないこと	13頁
(エ) 平等権（憲法14条）の侵害をいう原告らの主張は理由がないこと	14頁
(オ) 裁判を受ける権利（憲法32条）の侵害をいう原告らの主張は理由がないこと	15頁
(3) 責任集中制度の適用違憲をいう原告らの主張は理由がないこと	16頁
(4) まとめ	17頁
3 原告らの本訴請求②は、訴訟要件を欠き、却下を免れないこと、また、本案についても理由がないこと	17頁
(1) はじめに	17頁
(2) 本訴請求②は訴訟要件を欠くこと	18頁
ア 原告らの東京電力に対する損害賠償請求権の存在自体に疑義があること	18頁
イ 東京電力は無資力ではないこと	19頁
(3) 本訴請求②は本案についても理由がないこと	23頁
4 小括	23頁
第3 請求の原因に対する認否	23頁
第4 結語	28頁

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

### 1 本案前の答弁

原告らの被告株式会社東芝に対する訴えのうち、債権者代位権に基づく請求に係る訴えをいずれも却下する。

### 2 本案の答弁

原告らの被告株式会社東芝に対する請求をいずれも棄却する。

### 3 訴訟費用

訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

## 第2 被告株式会社東芝の主張

原告らの本訴請求は、その内容及び法的構成に照らし、原告らが訴状「請求の原因」において主張する具体的事実の審理に立ち入るまでもなく、法律論のみによって排斥されるべきことが明らかである。そこで、被告株式会社東芝（以下「被告東芝」という。）は、まず、第2において、原告らの本訴請求が上記のとおり排斥されるべきことについて述べ、第3において、本訴請求の判断には本来不要であるものの、念のため、訴状「請求の原因」に対する認否を行うものとする。

### 1 はじめに

原告らの本訴請求は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）を契機として東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所において発生した原子力事故（以下「本件事故」という。）により、精神的苦痛を被ったとして、①原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）の責任集中制度（同法3条1項、4条1項、3項）が違憲無効であるとの立論のもと、製造物責任法又は民法709条に基づき、原告らが被ったという精神的損害（慰謝料）の賠償を請求する（以下「本訴請求①」という。）、

及び、②原告らが東京電力に対し損害賠償請求権（被保全債権）を有すること、東京電力が無資力であること、本件事故の発生について、被告東芝に故意があり、東京電力が被告東芝に対し原賠法5条1項（平成26年11月28法律第134号による改正前のもの）所定の求償権（被代位債権）を有することを前提として、債権者代位権に基づき、東京電力に代位して、被告東芝に対する上記求償権を行使する（以下「本訴請求②」という。）、というものである。

しかしながら、まず、本訴請求①については、「原子力損害」（原賠法3条1項）に関しては、原賠法の責任集中制度（同法3条1項、4条1項、3項）により原子力事業者以外の者は責任を負わないとされており、同法が違憲無効とされる余地はない以上、被告東芝が、民法709条ないし製造物責任法により損害賠償責任を負うことはないから、理由がないことは明らかである。また、本訴請求②については、債権者代位権に基づく請求においては、a 被保全権利の存在、b 債務者の無資力、c 債務者による権利不行使の3要件が訴訟要件たる当事者適格となるところ、本件においては、被保全権利の存在自体に疑義があるうえ、債務者たる東京電力が無資力でないことが明らかである以上、その余の要件を検討するまでもなく、訴訟要件を欠き、却下を免れない。

被告東芝は、以下、2において、原告らの本訴請求①は理由がないこと、3において、原告らの本訴請求②は、債権者代位訴訟の訴訟要件を欠き、却下を免れないこと（さらに、本案についても理由がないこと）について述べることとする。

## 2 原告らの本訴請求①は理由がないこと（被告東芝が民法709条ないし製造物責任法により責任を負わないこと）

### (1) 責任集中制度が適用される結果、原子力事業者でない被告東芝は原子力損害について責任を負わないこと

原賠法3条1項、4条1項、3項は、いわゆる責任集中制度を採用し、同法3条1項所定の「原子力損害」については、「原子力事業者」に賠償責任を集

中して、それ以外の者が賠償責任を負う余地はないものとしていることは、原告も自認するものであるところ、原告らの本訴請求①は、本件事故により精神的苦痛を被ったという「原子力損害」の賠償を求めるものであるから、原賠法の上記責任集中制度が適用される結果、本件事故に関し「原子力事業者」でない被告東芝は、その賠償責任を負う余地がない。

しかるに、原告らは、原賠法の責任集中制度が法令違憲ないし適用違憲であるとし、本件事故に関し原子力事業者でない被告東芝が、原告らが主張する原子力損害についてその賠償の責めを負う旨主張するが、以下に述べるとおり、原賠法の責任集中制度が違憲無効となる余地はないから、原告らの本訴請求①に理由がないことは明らかである。

## (2) 責任集中制度の法令違憲をいう原告らの主張は理由がないこと

原告らは、原賠法の責任集中制度について、立法目的が不当であり、また、もし仮に立法目的が正当であるとしても、これを達成するための手段が立法目的と相容れないものであって、原告らの a 「ノー・ニユクス権」なるもの、b 財産権（憲法 29 条）、c 平等権（憲法 14 条）及び d 裁判を受ける権利（憲法 32 条）を侵害するから、違憲無効である旨主張し（訴状 79～92 頁）、その結果、被告東芝に対し、製造物責任法又は民法 709 条に基づき、本件事故により原告らが被ったという精神的損害（慰謝料）の賠償を請求する。

しかしながら、以下に述べるとおり、原賠法の目的及び手段は正当・合理的なものであるから、原賠法の法令違憲をいう原告らの主張は、その前提を欠くことが明らかである。以下、まず、アにおいて、原賠法の目的及び手段が正当・合理的であることについて述べ、同法が違憲とされる余地はないことを明らかにした上、イにおいて、原賠法の違憲を縷々述べる原告らの上記 a～d の各主張に対する反論を、簡潔に述べることとする。

ア 原賠法の目的及び手段は正当・合理的であり、同法が違憲とされる余地はないこと



### (ア) 原賠法の立法経緯

政府は、エネルギー資源に恵まれない我が国においては、原子力エネルギーを利用する必要性が極めて高いとの認識のもと、昭和30年、「原子力の研究、開発及び利用……を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」を目的として、原子力基本法を制定し、同法4条に基づき、「原子力利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図る」ため、原子力委員会を設置した。また、これと並行して、我が国の産業界においても、原子力の平和産業的利用の機運が高まり、昭和32年、原子力発電株式会社が設立されるに至った。

このように、原子力発電事業が計画されるに従い、原子力損害の賠償に関する法制度の整備の必要性が痛感されるようになったため、昭和33年10月、原子力委員会は、原子力災害補償専門部会を設けて、問題の研究を委嘱した。同専門部会の部会長には、我妻榮・東京大学名誉教授（肩書は当時のもの。以下同じ）が、また、その他の委員には、鈴木竹雄・東京大学教授、金沢良雄・北海道大学教授、星野英一・東京大学助教授、竹内昭夫・東京大学助教授らが任命された。同専門部会は、社団法人日本原子力産業会議・原子力補償問題特別委員会・専門委員会（その主査には、上記の金沢良雄教授が、また、その他の委員には、加藤一郎・東京大学教授らが選任されていた。）が公表した「原子力災害補償問題研究報告書」（丙第1号証）及び東京大学教授が組織する原子力法律問題研究会の研究結果等を検討するなどした上、昭和34年12月、原子力委員会に対し、答申を提出した（この答申の全文は、丙第2号証・我妻榮「日本における原子力災害補償に関する問題」246～250頁、甲第5号証）。

上記答申においては、責任集中制度を含む原賠法の損害賠償制度の基本的部分が提示されており、原子力委員会は、これに若干の修正を加え、「原子力災害補償制度の確立について」（丙第4号証）を決定し、さらに、昭和35年3月、閣議において、上記決定を内容とする原子力損害賠償制度を早急に確立すべきことが了承された。

以上の経緯を経て、「原子力損害の賠償に関する法律」案と「原子力損害賠償補償契約に関する法律」案が作成され、昭和36年6月8日、国会において可決され成立し、昭和37年3月15日、施行されたものである。

（以上の立法経緯について、丙第2号証・我妻榮「日本における原子力災害補償に関する問題」、丙第3号証・科技庁『原子力損害賠償制度』21～24頁、丙第5号証・原子力委員会「原子力損害の賠償に関する法律および原子力損害賠償補償契約に関する法律、制定」1枚目）

#### （イ）原賠法の目的

しかして、上記（ア）のとおり原子力損害の賠償に関する法制度を整備するに当たっては、その前提として、次の2つの要請が存在した。すなわち、第1には、ひとたび原子力事故が発生した場合、その損害が甚大なものとなりうることから、被害者の補償に欠けるところのないようにしなければならないという要請であり、第2には、エネルギー資源に恵まれない我が国において、原子力エネルギーを利用する必要が極めて大きいことから、原子力事業者等の賠償責任が、事業経営の上に過度な負担となって、原子力事業の発展が不可能となるような事態は避けなければならないという要請である（丙第2号証・我妻榮「日本における原子力災害補償に関する問題」241頁、246頁、丙第6号証・星野英一「〔シンポジウム〕原子力災害補償」395頁）。

原賠法は、上記2つの要請を調和させ、ともに実現しうる損害賠償制度を構築するために立法されたものである。それゆえ、原賠法の立法目的は、

その第1条が規定するとおり、「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」の2つとされているのであり、これらの2つの立法目的は、条文上「及び」で結合されていることから明らかなように、それぞれ同等の重点が与えられ（丙第3号証・科技庁『原子力損害賠償制度』38頁）、原賠法は、これらの2つの立法目的をともに達成する手段として、次に述べるとおり、重層的な損害賠償制度を構築しているのである。

(ウ) 原賠法が上記立法目的を達成するために構築した手段

原賠法は、まず、①いわゆる責任集中制度を採用し、原子力損害の賠償責任については、これを原子力事業者に集中させるとともに、原子力事業者に対しては、無過失責任かつ無限責任を課し（同法3条1項、4条1項、3項）、その上において、このような原子力事業者による損害賠償責任の履行を担保するため、②原子力事業者に対し、保険会社等との間の責任保険契約及び政府との間の補償契約などの「損害賠償措置」を強制し（同法6条～15条）、さらに、③原子力事業者が損害賠償責任を負う額について、上記「損害賠償措置」の額を超える場合には、政府が、原子力事業者に対し、損害賠償責任を履行するために必要な援助を行うものとしている（同法16条）。

とりわけ、上記③の政府の援助については、立法時の国会審議において、所轄官庁である科学技術庁長官が、「政府の援助は、この法律の目的、すなわち、被害者の保護を図り、また、原子力事業の健全な発達に資するために必要な場合には必ず行うものとする趣旨であります。従って、一人の被害者も泣寝入りさせることなく、また、原子力事業者の経営を脅かさないというのが、この立法の趣旨で」と明言しているところである（丙第3号証・科技庁『原子力損害賠償制度』104～105頁。丙第5号証・原子力委員会「原子力損害の賠償に関する法律および原子力損害賠償補償契約に関する法律、制定」4枚目も同旨）。



そして、現に、本件事故について、上記③の政府の援助を具体化するものとして、「原子力損害賠償支援機構法」（なお、同法は、平成26年8月18日の法改正により、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」と改称。以下、同法を「支援機構法」という。）が制定され、同法の枠組みの下、東京電力は、原子力損害賠償支援機構（なお、同機構は、上記法改正により、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」と改称。以下、同機構を「支援機構」という。）から資金交付を受けながら、被害者に対し、「賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹する」（東京電力の支援機構法45条に基づく「特別事業計画」。丙第12号証の1の29頁）とされているところである。

#### （エ）責任集中制度の趣旨・目的

上記のような原賠法が構築した損害賠償制度のうち、特に上記①の責任集中制度について補足すれば、その目的・趣旨は、次の3点にある。

第1には、被害者の保護のため、すなわち、被害者が損害賠償請求をする相手方を原子力事業者のみとすることによって、相手方の選択を容易ならしめ、原子力事業者の無過失責任かつ無限責任及び政府の援助等と相俟って、被害者は、原子力事業者に対し損害賠償請求をすることのみによって、完全な賠償を得られるようにするためである。

第2には、原子力事業者以外の者、例えば原子炉の部品等の供給者等においても、いつ損害賠償責任を問われるかわからないということになると、これらの者がその供給等を躊躇し、原子力事業そのものが立ちゆかなくなるおそれがあることから、これらの者の責任を軽減し、そのような事態を回避するためである。

第3には、原賠法は、上記のとおり、原子力事業者に対し「損害賠償措置」として原子力損害賠償責任保険の付保を義務付け、もって被害者に対する損害賠償責任の履行を担保しているところ、原子力事業者以外の者も

いつ損害賠償責任を問われるかわからないということになると、これらの者も原子力損害賠償責任保険を付保することとなり、保険料の累積が生じてコスト高となり、また、保険手続が煩雑化することから、そのような事態を回避するためである。

(以上について、丙第1号証・日本原子力産業会議「原子力災害補償問題研究報告書」60～61頁、丙第7号証・星野英一ほか「《シンポジウム》原子力災害補償」56頁下段～57頁下段、丙第8号証・竹内昭夫「原子力損害二法の概要」32頁3段目～33頁2段目、丙第9号証・加藤一郎「原子力災害補償立法上の問題点」17頁4段目～18頁1段目、丙第6号証・星野英一「[シンポジウム]原子力災害補償」428頁の注10)

#### (オ) まとめ

以上のとおり、原賠法は、上記(ウ)①～③の重層的な損害賠償制度を構築することにより、上記(イ)の「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」という2つの目的を調和させ、ともに実現するものであって、現に、本件事故においても、同法が構築した損害賠償制度は有効に機能しているところであるから、同法の目的及び手段が正当・合理的なものであることは明らかであり、同法ないしその一環である責任集中制度が違憲とされる余地はない。

なお、裁判例においても、原賠法の責任集中制度が合憲有効であることを当然の前提として、その適用がなされているところである(水戸地裁平成20年2月27日判決・判例時報2003号67頁・判例タイムズ1285号201頁、その控訴審である東京高裁平成21年5月14日判決・判例時報2066号54頁、その上告審である最高裁平成22年5月13日決定。丙第10号証の1～3)。

#### (カ) 責任集中制度が国際的にも広く採用されていること

ところで、原子力損害の賠償に係る責任集中制度は、我が国独自のものではなく、国際的にも広く採用されているところであり、そのことに照らしても、同制度が違憲であるなどとは到底考えられない。

すなわち、責任集中制度は、イギリス、フランス、ドイツ、スイス等においても採用されており（なお、アメリカにおいては、不法行為に関する立法の権限が各州法に委ねられており、連邦法であるプライス・アンダーソン法〔日本の原賠法に対応する。〕においては、法的責任の集中を規定することができないという事情があることから、これに代わり、経済的責任の集中という方法をとることによって、実質的な責任集中が図られている。）、また、原子力損害の賠償に関する3系統の国際条約、すなわち、①EU諸国を中心とするパリ条約（昭和43年発効）・改正パリ条約（平成16年採択、未発効）、②中東欧・中南米諸国を中心とするウィーン条約（昭和52年発効）・改正ウィーン条約（平成15年発効）、③我が国、アメリカ等が締約国となっている原子力損害の補完的補償に関する条約（いわゆるCSC条約。平成9年採択、平成27年4月15日発効）においても、共通に採用されているところであり（丙第3号証・科技庁『原子力損害賠償制度』14～20頁、230～238頁、高橋康文『解説 原子力損害賠償支援機構法』148～152頁、外務省ウェブサイト「原子力損害の補完的な補償に関する条約の発効について（外務報道官談話）」〔[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4\\_001126.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_001126.html)〕）、このことに照らしてみても、原賠法における責任集中制度が合理的、相当なものであって、違憲とされる余地のないことは明らかである。

#### イ 原告らの各主張に対する反論

これに対し、原告らは、原賠法の責任集中制度の違憲性について独自の主張を行うので、以下において、原告らの各主張に対し、その誤りであることを簡潔に主張する。

(ア) 原賠法の立法目的の不当をいう原告らの主張は理由がないこと

原告らは、原賠法の立法目的に関し、本件事故の発生後においては、「これまで右肩上がりに発展させてきた原子力事業を、今後も同様に発展させようという目的を支える必要性や合理性はすでに失われた」、「したがって、『原子力事業の健全な発達』との目的は、それ自体もはや不当であるなどと主張する（訴状80頁）。

しかしながら、「原子力事業の健全な発達」の目的が正当・合理的なものであることは上記のとおりであるうえ、原告らの上記主張は、我が国のエネルギー政策の在り方に関し、原告らの独自の政治的・政策的主張を述べるものにすぎず、憲法解釈の根拠となるようなものではない。そもそも、原告らの主張は、本件事故前（ないし本件事故当時）の事情を無視し、本件事故後の独自の見解を前提に、「原子力事業の健全な発達」という立法目的の合理性を論難するものであり、主張自体失当であるといわざるを得ない。

したがって、原賠法の立法目的の不当をいう原告らの上記主張は、理由がない。

(イ) 「ノー・ニュークス権」なるものの侵害をいう原告らの主張は理由がないこと

原告らは、原賠法の責任集中制度は、「ノー・ニュークス権」（「原子力の恐怖から免れて生きる権利」）なるものを侵害するから、違憲無効である旨主張する。そして、原告らの主張によれば、責任集中制度が上記「ノー・ニュークス権」なるものを侵害するとされるゆえんは、同制度が、「原発メーカーに対して、原子炉等に欠陥があった場合等の賠償リスクを免除することによって安全性への配慮を軽視させ、凡そ社会で最も危険な原子炉等をひたすら造り続けることを促すことによって、原子力事業の無秩序

な肥大化をもたら」し、ひいては、「我々が原子力によって被害を受けるおそれを生み出して」いることにある、という（訴状84頁）。

しかしながら、そもそも、原告らのいう「ノー・ニュークス権」なるものは、その権利の内容・範囲、効果、当事者適格等が著しく漠然・不明確・広範であり、およそ実定法上・解釈論上の根拠を有するものではなく、結局のところ、単なる不安感にすぎないから、これが法的保護に値するものといえないことは明らかである。もとより、上記に詳述した原賠法の責任集中制度に照らしてみれば、同制度により「ノー・ニュークス権」なるものが侵害されたとの原告らの主張には明らかに論理の飛躍があり、誤りである。

したがって、「ノー・ニュークス権」なるものの侵害をいう原告らの主張は、理由がない。

#### (ウ) 財産権（憲法29条）の侵害をいう原告らの主張は理由がないこと

原告らは、原賠法の責任集中制度は、原発事故の被害者が原発メーカーに対し損害賠償請求権を行使することを否定する点において、財産権（憲法29条）を侵害するものであるから、違憲無効である旨主張する（訴状84～85頁）。

しかしながら、憲法29条2項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定しており、同項の解釈について、最高裁（大法廷）昭和62年4月22日判決・民集41巻3号408頁は、「財産権に対して加えられる規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした右比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が前示のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないも



のとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであつても規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであつて、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができるものと解するのが相当である」と判示するところである。

しかるところ、原賠法が、「被害者の保護」という立法目的を達成する手段として、①原子力事業者への責任集中と、原子力事業者の無過失責任かつ無限責任、②損害賠償措置、③政府の援助という重層的な損害賠償制度を構築していること、現に、本件事故について、上記③の政府の援助を具体化する支援機構法の枠組みの下、被害者に対し、「賠償額の増加にとられず、最後の一人まで賠償を貫徹」する（丙第12号証の1の29頁）とされていることは、前記ア・（ウ）のとおりであり、被害者はその損害の回復を図ることができるのであるから、責任集中制度を含む原賠法の損害賠償制度が、上記最高裁（大法廷）判決の基準に照らし、「公共の福祉に合致しないことが明らか」であるとか、「必要性若しくは合理性に欠けていることが明らか」であるなどというものでないことは、明白である。

したがって、財産権（憲法29条）の侵害をいう原告らの主張は、理由がない。

**（エ）平等権（憲法14条）の侵害をいう原告らの主張は理由がないこと**

原告らは、原賠法の責任集中制度は、①原発事故の被害者が原発メーカーに対し損害賠償請求権を行使することを否定する点において、原発事故の被害者を、その他の事故の被害者と比較して、差別的に取り扱うものであり、また、②原子力事業者に無過失責任かつ無限責任を課す一方、原発メーカーを免責する点において、前者を後者と比較して差別的に取り扱う

ものであるから、平等権（憲法14条）を侵害するものであり、違憲無効である旨主張する（訴状85頁）。

しかしながら、平等権を規定する憲法14条1項について、最高裁（大法院）昭和39年5月27日判決・民集18巻4号676頁は、「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら……否定するところではない。」と判示するところである。

しかるところ、前記アに詳述した原賠法の立法目的並びに責任集中制度を設けた趣旨及びそれを補完する原子力事業者に対する無過失責任かつ無限責任、政府援助等の仕組みに照らせば、原発事故の被害者は、原子力事業者に対し損害賠償請求をすることのみによって、その被った損害の填補を受けることができるのである。

したがって、同法が原発事故の被害者を差別的に不利に取り扱っているとはいえず、むしろ有利に取り扱うものであるから、この点において、原発事故の被害者が平等権を侵害されたという事情にはなく、平等権（憲法14条）の侵害をいう原告らの上記①の主張は理由がない。なお、上記②の主張に至っては、原発メーカーと原子力事業者間の取扱いを主張しており、原告らの平等権の問題ではなく、主張自体失当である。

(オ) 裁判を受ける権利（憲法32条）の侵害をいう原告らの主張は理由がないこと

原告らは、原賠法の責任集中制度は、原発事故の被害者が原発メーカーに対し損害賠償請求訴訟を提起したとしても、「原子炉等の欠陥」や「原発メーカーの過失」について争うことを不可能とするものであるから、裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害するものであり、違憲無効である旨主張する（訴状86頁）。

しかしながら、原告らは、現に、本件訴訟を提起することにより、被告らに対する損害賠償請求について、独立した公平な裁判所における、公開・対審の訴訟手続による裁判を受ける機会を保障されているものである。もとより、被告東芝が本答弁書において述べるとおり、原告らの本訴請求①は、「原子炉等の欠陥」や「原発メーカーの過失」について審理・判断するまでもなく、原賠法の適用の結果として、棄却を免れないところであるが、それは、あくまで、裁判における実体法の適用の結果として、原告らの請求が理由のないものと判断されるというにすぎず、そのことをもって、原告らの裁判を受ける権利自体が侵害されたということとはできない。

したがって、裁判を受ける権利（憲法32条）の侵害をいう原告らの主張もまた、理由がない。

### (3) 責任集中制度の適用違憲をいう原告らの主張は理由がないこと

以上のとおり、責任集中制度の法令違憲をいう原告らの主張は全て理由がないが、原告らは、さらに、「原賠法は、そもそも賠償措置額〔被告東芝代理人注：原賠法7条1項〕程度の被害額が生じる原発事故までを想定して、制定されたもの」であり、本件事故のように「賠償措置額を大きく上回る損害が発生した場合」には、原子力事業者のみに対し損害賠償請求をするのでは、「被害者に対する迅速で十分な賠償はおよそ期待できない」ところ、それにもかかわらず原発メーカーに対する損害賠償請求を否定する責任集中制度は、「原賠法の目的である『被害者の保護』を阻害する要因となるものである」から、同制度は、少なくとも本件事故に適用される限りにおいては違憲無効である旨主張する（訴状90～91頁）。

しかしながら、前記(2)・ア・(ウ)のとおり、原賠法は、賠償措置額（同法7条1項）を上回る損害が発生した場合に備えて、政府の援助（同法16条）という仕組みを用意しており、この政府の援助については、立法時に、「政府の援助は、この法律の目的、すなわち、被害者の保護を図……るために必要な

場合には必ず行うものとする趣旨であります。」（丙第3号証・科技庁『原子力損害賠償制度』104～105頁。丙第5号証・原子力委員会「原子力損害の賠償に関する法律および原子力損害賠償補償契約に関する法律、制定」4枚目も同旨）と明言されているところであって、要するに、原賠法は、立法当初から、本件事故のように賠償措置額（原賠法7条1項）を超える原子力損害が発生した場合を想定したうえ、重層的な損害賠償制度を構築しているのである。

そして、前記(2)・ア・(ウ)のとおり、現に、本件事故について、上記の政府の援助を具体化する支援機構法の枠組みの下、被害者に対し、「賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹する」（丙第12号証の1の29頁）とされ、本件事故に責任集中制度を適用することにより被害者保護が阻害されている事情にはないのである。

以上によれば、責任集中制度を含む原賠法の損害賠償制度が、少なくとも本件事故に適用される限りにおいては違憲無効であるなどという理由は何ら存しないから、責任集中制度の適用違憲をいう原告らの主張もまた、理由がない。

#### (4) まとめ

以上を要するに、原賠法の責任集中制度（同法3条1項、4条1項、3項）の法令違憲及び適用違憲をいう原告らの主張は全て理由がなく、本件事故による原子力損害については、同制度が適用される結果、専ら、原子力事業者である東京電力のみが損害賠償責任を負い、原子力事業者ではない被告東芝が損害賠償責任を負う余地はないから、その余の点について審理・判断するまでもなく、原告らの本訴請求①は理由がない。

### 3 原告らの本訴請求②は、訴訟要件を欠き、却下を免れないこと、また、本案についても理由がないこと

#### (1) はじめに

原告らは、原告らが東京電力に対し損害賠償請求権（被保全債権）を有すること、東京電力が無資力であること、本件事故について被告東芝に故意があり、東京電力が被告東芝に対し原賠法5条1項（平成26年11月28法律第134号による改正前のもの）所定の求償権（被代位債権）を有することを前提として、債権者代位権に基づき、東京電力に代位して、被告東芝に対する上記求償権を行使すると主張する（本訴請求②）。

しかしながら、債権者代位権に基づく請求においては、a 被保全権利の存在、b 債務者の無資力、c 債務者による権利不行使が訴訟要件たる当事者適格となるところ、本件においては、被保全権利として主張される原告らの東京電力に対する損害賠償請求権の存在自体に疑義があるうえ、そもそも、債務者たる東京電力が無資力でないことが明らかである以上、その余の要件を検討するまでもなく、訴訟要件を欠き、却下を免れない。

被告東芝は、以下、(2)において、原告らの本訴請求②は、訴訟要件を欠き、却下を免れないことについて、また、念のため、(3)において、本件事故に関し被告東芝に故意があったなどということはありません、原告らの本訴請求②は、本案についても理由がないことについて、それぞれ述べることにする。

## (2) 本訴請求②は訴訟要件を欠くこと

ア 原告らの東京電力に対する損害賠償請求権の存在自体に疑義があること

### (ア) 原告らの主張内容

原告らは、原告目録記載の原告らが、本件事故による財産的損害及び精神的損害を被ったと主張する（訴状54～64頁）。

### (イ) 原告らの主張の誤り

しかしながら、本件において、原告らの損害に関する主張は、抽象的なものであり、原告ごとの個別的な主張立証がなされていない以上、この点のみをもっても原告らの主張に理由がないことは明らかである（特に、原告目録2以下の原告らについては、なおさらである。）。



加えて、その主張する損害なるものについては、後記イのとおり、東京電力が無資力でない以上、東京電力から賠償を受けることが可能であり、現にそのための各種制度が整備されているのである。

しかして、原告らが、東京電力から当該損害に関する賠償を受ければ、被保全権利は消滅するものであり、東京電力から賠償を受け得ないものであるとすれば、そもそも、被保全権利自体が法的に認めえないものとなるから（特に、漠然とした恐怖感等を感じたとしても、そのことをもって、原告らが法的保護に値する権利・利益の侵害を受けたものと認められるものでないことは、明らかである。）、いずれにせよ、原告らの東京電力に対する損害賠償請求権は存在しないのである。

#### （ウ）まとめ

したがって、被保全権利の存在自体に疑義があるといわざるを得ず、本訴請求②が訴訟要件を欠くことは明らかである。

### イ 東京電力は無資力ではないこと

#### （ア）原告らの主張内容

原告らは、東京電力が無資力であると主張し、その根拠として、①「東京電力は原子力損害賠償支援機構から、本件原発事故による損害賠償のための資金交付を受けて」おり、「その合計額は平成26年1月22日時点で3兆3577億円にも及んでいる」、また、「東京電力は同機構の資金交付とは別に、原賠法に基づく補償金1200億円を政府から受け取っている」ところ、「これは、東京電力が無資力であり、自らの資産をもってしては損害賠償が不可能であるからに他ならない。」、②「東京電力は債務超過の状態にあり、無資力といえる。」と主張する（訴状159～160頁）。

#### （イ）上記（ア）①の原告らの主張の誤り

- a しかしながら、支援機構からの資金交付は、仮に東京電力が債務超過に陥り、法的倒産手続に移行するようなことがあれば、被害者に対する損害賠償責任を完全に履行することが困難となることから、そのような事態を防止するために、原賠法16条に基づく政府の援助として行われているものであって、要するに、東京電力は、上記の支援機構からの資金交付を受けることにより、現に無資力には陥っておらず、今後も無資力に陥ることはないのである。したがって、上記の支援機構からの資金交付をもって、東京電力の無資力を根拠付けるものであるかのようにいう原告らの主張は、論理が逆転したものというほかない。

敷衍すれば、本件地震の発生後である平成23年5月10日、東京電力は、政府に対し、原賠法16条に基づく政府の援助を要請し、この要請を受けて、同年6月14日、閣議決定により、「原賠法の枠組みの下で」政府が東京電力に対し支援を行うこと、その具体的な枠組みとして、支援機構を設け、「機構は、原子力損害賠償のために資金が必要な原子力事業者に対し援助（資金の交付、資本充実等）を行う。援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助できるようにし、原子力事業者を債務超過にさせない」ことが決定された（丙第11号証）。こうして、支援機構法が同年7月3日に成立し、同月10日に公布・施行されたが（以上の立法経緯について、有林浩二「原子力損害賠償支援機構法の制定と概要」ジュリスト1433号32頁）、同法は、その第1条において、「原子力損害の賠償に関する法律（……以下「賠償法」という。）第3条の規定により原子力事業者……が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第7条第1項に規定する賠償措置額……を超える原子力損害……が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付……を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な

実施及び……原子炉の運転等……に係る事業の円滑な運営の確保を図る」ことを目的とする旨を規定し、第2条において、「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償……支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。」と規定している。

このような支援機構法の枠組みの下、東京電力が被害者に対し損害賠償責任を履行するために必要な額については、全て、支援機構が東京電力に対し資金交付するものとされ（支援機構法41条1項1号）、これにより、東京電力は、債務超過に陥ることなく、被害者に対し、「賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹する」（丙第12号証の1の29頁）とされているのである。

なお、支援機構から東京電力に対しては、平成27年4月15日までに、要賠償額の見通し額である6兆1252億1400万円のうち4兆7313億円が交付済みであり、未交付分についても、平成28年度（2016年度）までに交付されることとされている（丙第12号証の3の27頁）。

以上のとおりであるから、東京電力が支援機構から資金交付を受けていることが東京電力の無資力を根拠付けるものであるかのようにいう原告らの主張は、理由がない。

- d なお、原告らは、上記（ア）①の主張において、「東京電力は同機構の資金交付とは別に、原賠法に基づく補償金1200億円を政府から受け取っている」ことについても、同様に、これが東京電力の無資力を根拠付けるものであるかのように主張する。

しかしながら、原告らのいう「原賠法に基づく補償金1200億円」とは、原賠法が定める「損害賠償措置」の一環として、東京電力が政府との間において締結した「原子力損害賠償補償契約」（同法7条1項、

10条)に基づき支払われた補償金であって、要するに、民間の保険会社等との間において締結する責任保険契約に基づき支払われる保険金と同種の性格を有するものであるから、この補償金の支払いをもって東京電力の無資力を根拠付けるものであるかのようにいう原告らの主張もまた、理由がない。

(ウ) 上記(ア)②の原告らの主張の誤り

原告らは、「東京電力は債務超過の状態にあ」るなどと主張するが、事実に反する。

すなわち、同社の貸借対照表(丙第13号証の1～5)によれば、本件地震が発生した平成23年3月期から、直近の平成27年3月期までの間、同社の純資産は、単体で約5274億円から約1兆6579億円の間を、連結で約8124億から約2兆1021億円の間を推移しており、一貫して資産超過の状態にあったものであり、また、同社の損益計算書(丙第13号証の1～5)においても、平成26年3月期は、単体で約3989億円、連結で約4386億円の純利益が、平成27年3月期は、単体で約4270億円、連結で約4515億円の純利益が、それぞれ発生しているところであって、債務超過に陥るおそれも見当たらない。

(エ) まとめ

以上を要するに、東京電力は、原賠法16条に基づく政府の支援を具体化する支援機構法の枠組みの下、支援機構から資金交付を受けながら、被害者に対する完全な賠償を進めており、現に債務超過の状態にはなく、今後債務超過に陥るおそれも見当たらないから、無資力と評価しうるものではないことは明らかである。

したがって、原告らの本訴請求②は、この点において債権者代位訴訟の訴訟要件を欠き、その余の点について審理・判断するまでもなく、却下を免れない。

(3) 本訴請求②は本案についても理由がないこと

なお、東京電力の被告東芝に対する原賠法5条1項(平成26年11月28法律第134号による改正前のもの)所定の求償権の発生要件としては、本件事故について被告東芝に故意があったことを要するところ、被告東芝に故意があったなどということはありませんから、本訴請求②は本案についても理由がない。

4 小括

以上を要するに、原告らの本訴請求①、②は、いずれも、詳細な事実関係の審理に立ち入るまでもなく、もっぱら法律論のみによって棄却又は却下されるべきことが明らかである。

第3 請求の原因に対する認否

上記第2のとおり、原告らの本訴請求は、基本的には法律論のみによって排斥されるべきことが明らかであり、事実関係の審理に立ち入ることを要しないものである。それゆえ、被告東芝は、原告らが訴状「請求の原因」において主張する具体的事実について、本来、認否の必要がないものと思料するが、手続進行の便宜に資するため、以下のとおり認否する。

1 「第1章 本訴訟の目的と意義」(訴状7～8頁)について

平成23年(2011年)3月11日に本件地震を契機として東京電力福島第一原子力発電所において本件事故が発生したこと、原賠法の規定により原子力損害賠償紛争審査会が設置され、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)が開設されたこと、政府が東京電力に資金援助をしていること、原賠法が責任集中制度を規定していることは認めるが、その余は争う。



## 2 「第2章 当事者」(訴状8～10頁)について

### (1) 「第1 原告ら」(訴状8～9頁)について

原告らが精神的損害を被ったとの点は否認ないし争い、その余は不知。

なお、原告らのうち、訴状別紙原告目録2～5記載の者が損害として主張するのは、要するに、専ら本件事故に関わる報道・情報に接したことによる漠然とした恐怖感等をいうにすぎず、そのことをもって、原告らが法的保護に値する権利・利益の侵害を受けたものと認められるものでないことは、明らかである。

### (2) 「第2 被告ら」(訴状9頁)について

「2 株式会社東芝」に関する部分については、おおむね認める(ただし、2号機及び6号機については、被告東芝は、主契約者ではない。)が、その余は不知。

### (3) 「第3 原告ら代理人」(訴状10頁)について

不知。

## 3 「第3章 原子力発電所の概要」(訴状10～21頁)について

### (1) 「第1 第一原発の概要」(訴状10～11頁)について

福島第一原子力発電所の概要について、国会事故調査報告書(甲第1号証)に訴状主張の記載があることは認めるが、その詳細は不知。なお、上記のとおり、被告東芝は、2号機及び6号機について、主契約者ではない。

### (2) 「第2 第一原発各号機の基本的な構造」(訴状11～21頁)について

一部不正確な記載があるものの、その概要については、おおむね認める。

## 4 「第4章 本件原発事故に至るまでの背景」(訴状21～26頁)について

### (1) 「第1 日本における原発の開発経緯」(訴状21～23頁)について

ア 柱書から「2 福島第一原発建設」の「(1) 建設の経緯」までについて

歴史的な事実経過の大筋は認めるが、その詳細は不知。

イ 「2 福島第一原発建設」の「(2) 被告らによるプラント建設」について

被告東芝が、1号機、2号機及び6号機について、一部の分割発注ないし下請け等（主契約者ではない。）として、一定の機器及び工事等を担当したこと（ただし、2号機については、訴状記載のBOP設備の説明には一部誤りがある。）、3号機及び5号機について、主契約者となったことは認めるが、その余は不知。

(2) 「第2 多発する原発事故」（訴状23～26頁）について

国際原子力機関（IAEA）による国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）に訴状記載の事項があること、これまでに原発事故等が発生したことがあること、被告東芝が福島第一原子力発電所以外にも原子炉等の製造等に関与したことがあることは認めるが、その余は不知ないし争う。

(3) 「第3 まとめ」（訴状26頁）について

争う。

5 「第5章 本件原発事故の経緯」（訴状26～46頁）について

平成23年3月11日に本件地震が発生したこと、本件地震に起因する津波が福島第一原子力発電所に到達したこと、同発電所の1号機、3号機及び4号機の原子炉建屋において爆発が発生したこと、1号機、2号機及び3号機が炉心露出に至ったこと、4号機の使用済燃料プールにおいて燃料が露出していなかったこと、5号機及び6号機が冷温停止に至ったことは認めるが、その余は不知。

6 「第6章 損害」（訴状46～64頁）について

(1) 柱書（訴状46頁）について

不知ないし争う。

## (2) 「第1 報道」(訴状46～48頁)について

本件事故について、各種の報道がなされたことは認めるが、その余は不知。

## (3) 「第2 本件原発事故による放射性物質の拡散」(訴状48頁)について

本件事故により放射性物質が放出されたことは認めるが、その余は不知。

## (4) 「第3 放射線による健康被害」から「第6 まとめ」まで(訴状48～64頁)について

不知ないし争う。

## 7 「第7章 原子力損害賠償法4条1項及び3項の違憲性」(訴状64～92頁)について

## (1) 「第1 原子力損害賠償法の規定と問題点」(訴状64～65頁)について

「1 原子力損害賠償法の規定」及び「2 趣旨」は認めるが、「3 問題点」は争う。

## (2) 「第2 立法経緯」(訴状66～67頁)について

昭和31年(1956年)から昭和33年(1958年)にかけて、日本が、アメリカとの間において日米原子力協定の細目協定を、また、イギリスとの間において日英原子力協定を締結したこと、これらの協定には、いわゆる免責条項が設けられていたこと、昭和33年(1958年)10月、原子力委員会に原子力損害補償専門部会が設置され、その部会長に我妻榮・東京大学名誉教授が任命されたこと、昭和34年(1959年)12月、同専門部会が、同委員会に対し原子力事業者の損害賠償責任について訴状66頁第2・1・(5)のとおり答申したこと、この答申をもとに立法作業が進められ、昭和36年(1961年)6月、原賠法及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」が成立し、その後、数次の改正を経て、現在に至っていることは認めるが、その余は不知ないし争う。

(3) 「第3 国内外における原子力に対する変化」(訴状67～79頁)について

訴状68～70頁のア～エに記載された下級審裁判例が存在すること(ただし、ウの名古屋高裁金沢支部判決は、上告審である最高裁平成17年5月30日判決・民集59巻4号671頁により破棄されている。また、エの金沢地裁判決は、控訴審である名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判タ1307号187頁により取り消され、その後、最高裁平成22年10月28日決定・判例秘書L06510206により、当該控訴審判決が確定している。)、甲第6号証ないし第9号証の議事録に訴状引用の発言の記載があること、平成23年(2011年)8月3日、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等を目的とする支援機構を設立するため、支援機構法が成立したことは認めるが、その余は不知、否認ないし争う。

(4) 「第4 法令違憲」(訴状79～86頁)及び「第5 適用違憲」(訴状86～92頁)について

争う。

前記第2・2のとおり、原賠法の責任集中制度(同法3条1項、4条1項、3項)が違憲とされる余地はない。

8 「第8章 製造物責任法に基づく損害賠償請求」(訴状92～148頁)について

争う。

前記第2・2のとおり、原賠法の責任集中制度(同法3条1項、4条1項、3項)の適用により、本件事故に関し原子力事業者ではない被告東芝がその損害賠償責任を負う余地はない。

9 「第9章 民法709条に基づく損害賠償請求」（訴状149～155頁）について

争う。

前記第2・2のとおり、原賠法の責任集中制度（同法3条1項、4条1項、3項）の適用により、本件事故に関し原子力事業者ではない被告東芝がその損害賠償責任を負う余地はない。

10 「第10章 原賠法5条に基づく代位求償」（訴状155～160頁）について

争う。

前記第2・3のとおり、東京電力は無資力ではなく、また、被告東芝に本件事故について故意があったなどということはない。

11 「第11章 結語」（訴状160～162頁）について

争う。

#### 第4 結語

以上のとおり、原告らの本訴請求は、理由がなく、又は訴訟要件を欠くことが明らかであり、これ以上の審理の要を認めえないものであるから、速やかに口頭弁論を終結の上、排斥されるべきである。